

意見交換会 ご説明資料

令和4年2月28日
不動産・建設経済局

1. 賃金引上げに向けた取組について

大臣と建設業4団体の意見交換会(R3.3.30)

開催概要

日時：令和3年3月30日 17:00～18:00

出席団体：日本建設業連合会・全国建設業協会・全国中小建設業協会・建設産業専門団体連合会

開催趣旨：公共工事の円滑な施工確保、技能労働者の賃金水準の引上げ、
建設キャリアアップシステムについて意見交換

- この場において、**官民連携して「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の公共工事の円滑な施工確保に取り組むこと、建設キャリアアップシステムの普及促進のため、官民あげて取り組んでいくことを確認。**
- 今後の担い手確保のため、技能労働者の賃金の引上げが設計労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、さらなる賃金の引上げにつながる好循環を継続することが必要であり、様々な課題もあり、困難を伴うものの、**本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印のもと、全ての関係者が可能な取組を進めることとなり、また、翌年以降も経済状況等を踏まえつつ、継続して賃金上昇に向けた取組を進めることとなった。**



令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格**を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **必要な法定福利費相当額**や**義務化分の有給休暇取得に要する費用**のほか、**時間外労働時間を短縮するために必要な費用**を反映
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた**特別措置**※を適用

※ 前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

全 国

主要12職種※ (19,734円) 令和3年3月比；+3.0% (平成24年度比；+57.6%)

全 職 種 (21,084円) 令和3年3月比；+2.5% (平成24年度比；+57.4%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

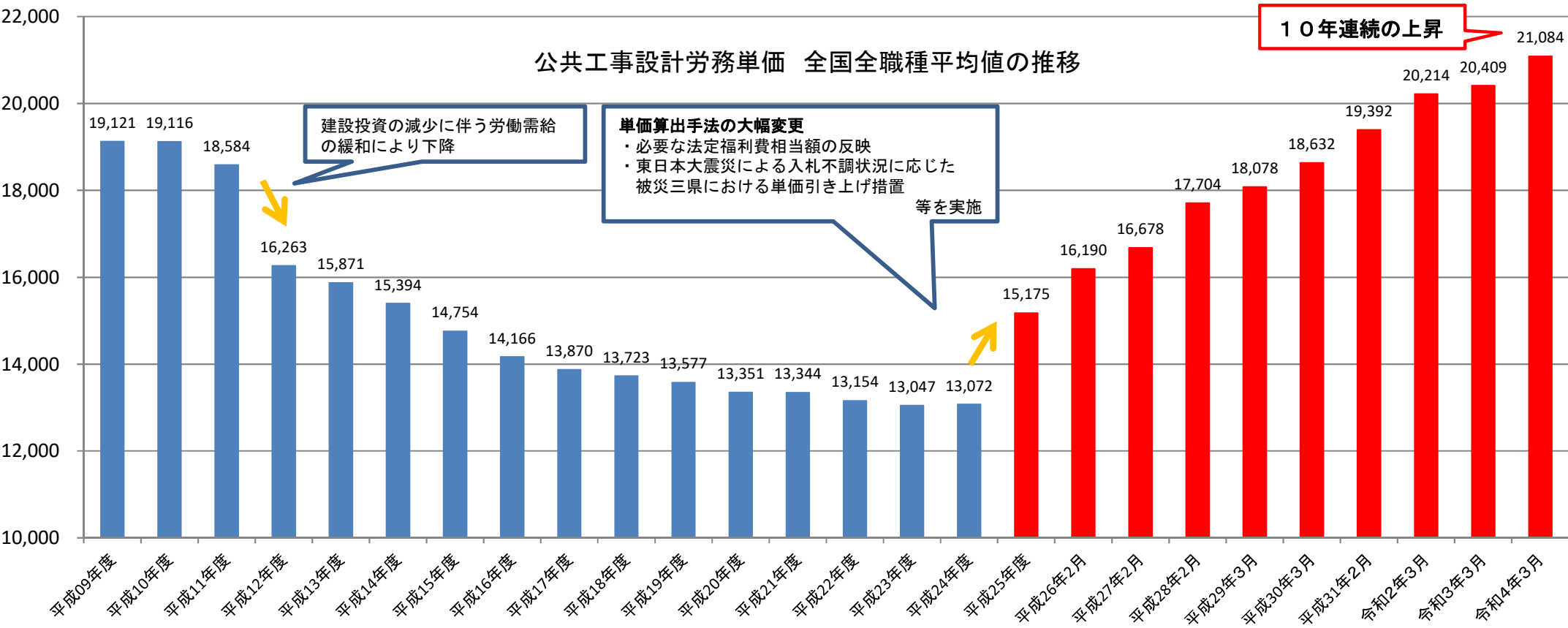
(主要12職種)

職種	全国平均値	令和3年度比	職種	全国平均値	令和3年度比
特殊作業員	23,103円	+4.4%	運転手(一般)	20,797円	+4.0%
普通作業員	19,538円	+3.1%	型枠工	26,246円	+2.3%
軽作業員	14,999円	+1.2%	大工	25,156円	+1.9%
とび工	25,512円	+1.5%	左官	24,839円	+2.8%
鉄筋工	25,801円	+3.3%	交通誘導警備員A	14,873円	+3.7%
運転手(特殊)	23,979円	+4.4%	交通誘導警備員B	12,957円	+3.2%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映し、10年連続の上昇



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	H24比
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+57.6%
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+57.4%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

賃金引上げに係る岸田総理大臣の発言

「第3回新しい資本主義実現会議」(11月26日)における岸田総理発言(抄)

民間側においても、来年の春闘において、業績がコロナ前の水準を回復した企業について、新しい資本主義の起動にふさわしい、**3パーセントを超える賃上げを期待いたします。**

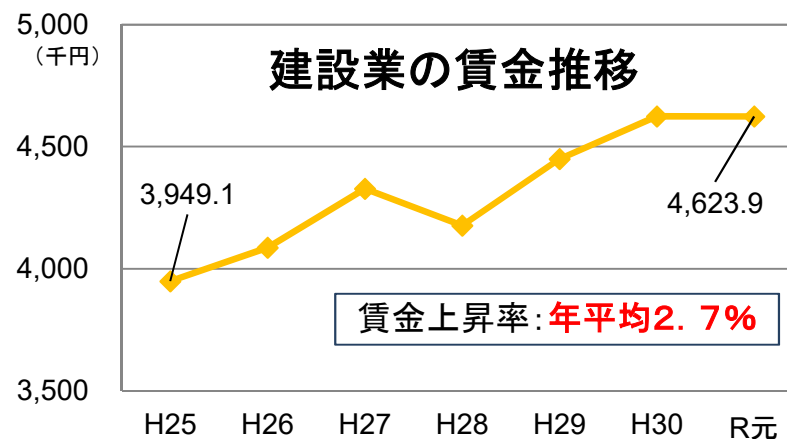
岸田総理の所信表明演説(12月6日)(抄)

建設業では、**官と民が協働して、公共調達単価の引き上げや下請けの適正発注の徹底により、直近6年間で年平均2.7%と、全産業平均を大幅に上回る賃上げを実現しました。こうした官民協働の取組を、他業種に広げます。**

世界の物価が上昇し、我が国に波及する懸念が強まる中、我が国経済を守るためにも、賃上げに向け、全力で取り組みます。



出典：官邸HP



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)より
建設業男性生産労働者の年間賃金総支給額(年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額)

開催概要

日時：令和3年12月27日（月）14:00～14:32

出席者：（政府）岸田総理、斉藤国交大臣、山際新しい資本主義担当大臣、経産大臣、厚労大臣、消費者担当大臣等
（民間団体）十倉経団連会長など経済団体5団体トップ、宮本日建連会長など事業者団体22団体トップ

【岸田総理の発言（抄）】

政府としても、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、環境整備を行ってまいります。

本日、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージを決定いたします。1月から3月を転嫁対策に向けた集中取組期間と定めるほか、公正取引委員会と中小企業庁が事業所管省庁と連携して、問題となる事例を幅広く把握し、対応する価格転嫁円滑化スキームを創設いたします。

加えて、下請代金法や独占禁止法の執行強化などにより、立入調査や要請を行い、価格転嫁を行いやすくいたします。

この後、閣議了解を行い、本日御出席の事業者団体を含めて、各事業所管大臣から各団体に対して、取引先とのパートナーシップ構築、取引慣行や商慣行の是正などについて、会員企業に周知されるよう、要請することとしております。

取引は民と民の関係であり、本日お集まりの産業界をリードしている皆様方に御協力いただきますよう、是非ともよろしくお願い申し上げます。

【斉藤国交大臣の発言要旨（抄）】

建設業界では、8年前より国土交通大臣と建設業4団体のトップが定期的に直接意見交換を行うなど官民一体となって賃金引上げの取組を行い、直近6年間で年平均2.7%の賃金上昇を実現しました。

行政においては、市場の賃金実態を的確に反映し、9年連続で設計労務単価を引き上げるとともに、公共工事における適正価格での発注やダンピング対策の徹底を推進してまいりました。

また、業界団体では、ダンピング受注の排除や適正な請負代金での下請契約締結の周知などに取組んで頂きました。

国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、各団体の皆様には、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願い致します。



転嫁円滑化施策パッケージ(抜粋)

1～4 (略)

5 公共工事品質確保等に基づく対応の強化

(1) 公共工事品質確保法等の趣旨の徹底

- ・ 公共工事の発注者（地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等）に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知する。
- ・ 公共工事のみでなく、民間発注者に対しても、同様の適正な請負単価の設定や適正な工期の確保を求めるとともに、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、国土交通省が請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査等を実施する。

6～10 (略)

国土交通省における取組

- 令和3年12月27日に開催された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」において、斉藤国土交通大臣から同会議出席の経済団体等に対して、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保について、協力を依頼。
- また、同日付で公共発注者、民間発注者、建設業団体等に対して、労務費等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について要請を发出。
- 加えて、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、1月から3月までの「集中取組期間」において、請負代金や工期などの契約締結の状況について、モニタリング調査等を実施。

[ダンピング対策] 「見える化」フォローアップ調査（令和3年11～12月）

- 調査基準価格（最低制限価格）の算定基準について、平成31年中央公契連モデルを下回る基準を採用する人口10万以上の市（54団体）に個別にヒアリング調査を実施し、基準の改正や課題を聴取
- **30団体にて基準の引き上げ等を確認し、人口10万人以上の市におけるダンピング対策が大きく進展**

最新の算定基準を下回る人口10万以上の市への個別ヒアリング

算定基準の改正に向けた状況

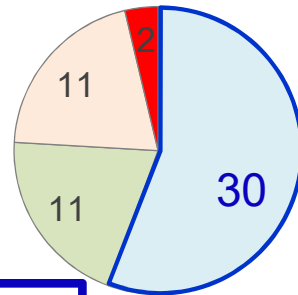
R2年10月時点

平成31年中央公契連モデル
を下回る基準を採用する
人口10万以上の市

54団体



R3年12月時点



**基準改正
30団体**

- 改正済(改正を予定)
- 改正検討中
- 必要に応じて今後検討
- 現時点での改正困難

算定基準の改正に関する主な課題の声

- **入札不調についての懸念**
 - ・最低制限価格を僅かに下回った場合でも失格となるため、算定基準の引上げにより入札不調が増加し、事業推進へ影響が及ぶことが懸念される
- **財政負担の増加(落札率の上昇)**
 - ・算定基準の引上げにより財政負担の増加(落札率の上昇)が想定される
 - ・財政部局を含めた関係者の理解が必要
- **具体的な弊害が確認されていない**
 - ・平均落札率が高く、基準価格を下回る入札が発生していない。

今年度の「見える化」の取組を踏まえ、**来年度以降**

- **算定式非公表、独自基準を採用する団体についても分析に着手**

⇒非公表としている理由、独自基準の設定水準等を確認し、必要に応じて働きかけ

- **人口10万未満の市町村についても順次、分析・働きかけを拡大**

R3年度建設業取引適正化推進期間について(令和3年10月1日～12月28日)

趣 旨

建設業の請負契約において、元請負人と下請負人の不適切な取引が指摘されていることから、建設業取引の適正化について、国土交通省と都道府県が連携して集中的に取り組む「建設業取引適正化推進期間」を実施し、建設業取引の適正化の推進を図る。特に、令和3年度については、適正な請負代金での契約締結の状況等について深掘りした情報収集や調査を重点的に行う。

建設業取引適正化推進期間

実施内容

- ポスターの掲示
- 建設業法令遵守に関する講習会(※)
- 立入検査(合同立入検査を含む)
- 各許可行政庁による自主的な事業
- 各種相談窓口等(駆け込みホットライン等)の周知 等

★令和3年度の取り組み(重点事項)★

○適正な請負代金での契約締結がなされるよう、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況等について、モニタリング調査を実施
 →政府全体の「集中取組期間」(令和4年1月～3月)において引き続き実施

令和2年度実績(期間中の実績)

- | | |
|---|--|
| <p>1. 立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地整等単独 <ul style="list-style-type: none"> ・大臣許可業者 152業者 ○都道府県と地整等の合同
(地整等、18都道府県) <ul style="list-style-type: none"> ・大臣許可業者 20業者 ・知事許可業者 35業者 ○都道府県(13都道府県) <ul style="list-style-type: none"> ・知事許可業者 120業者 <p style="text-align: right;">合計 327業者</p> | <p>2. 講習会(地整等、31都道府県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県と地整等の合同 26回(1,778名) ○都道府県 21回(3,173名) <p style="text-align: right;">合計 47回(4,951名)</p> <p style="text-align: center;">※地整等…地方整備局、北海道開発局及び
沖縄総合事務局</p> |
|---|--|



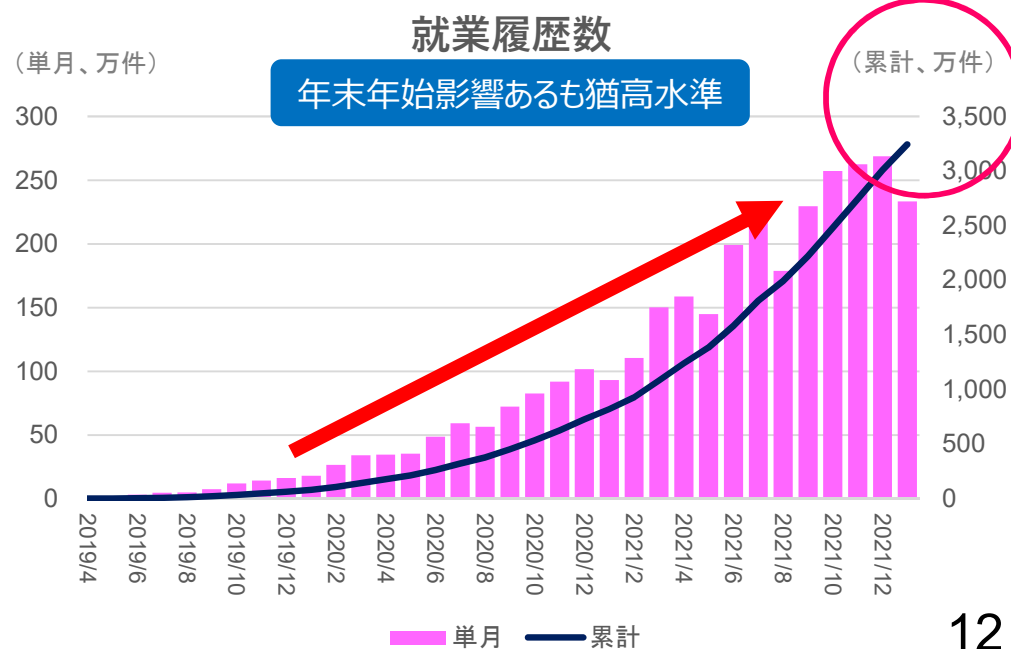
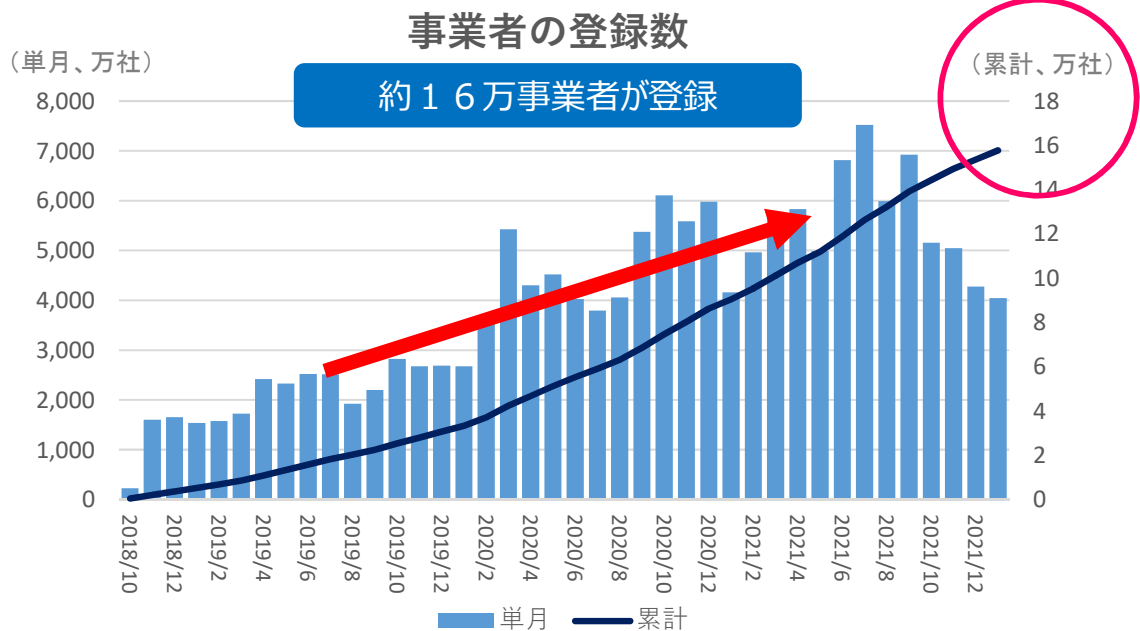
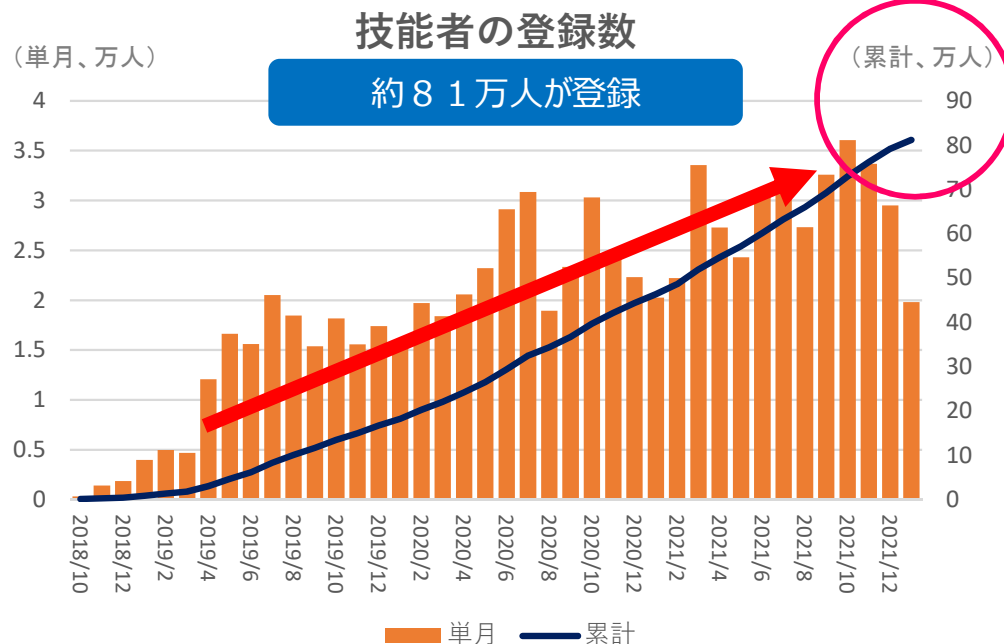
2. 建設キャリアアップシステムについて

- **技能者は約81万人が登録済み**
(年度内に90万人に迫るペースで増加。技能者の4人に1人が利用する水準に)
- **現場での利用数※は高水準で推移**
(※就業履歴数。直近で月・約233万回（令和4年1月実績）)
- **事業者の登録は約16万事業者※が登録**
(※うち一人親方は約4.5万事業者)

【参考】

	技能者登録	(参考) 技能者数	事業者登録	(参考) 工事実績がある事業者数
全国	811,462人	3,180,000人	157,691社	200,279社

(注) (参考) 技能者数は労働力調査(総務省)のR2平均より
(参考) 工事実績有業者数は建設工事施工統計調査報告(R1実績)より
国土交通省推計。



- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

(令和4年2月28日 現在)

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

〔事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点〕

【一般土木工事(WTO対象+Bランク)】

○ CCUS義務化モデル工事

(全国で64件(R3年度契約))※予定を含む

※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担

○ CCUS活用推奨モデル工事

(全国で16件(R3年度契約))※予定を含む

○地元業界の理解がある25都府県において、直轄Cランク工事でも活用推奨モデル工事を試行

【営繕工事】

○ CCUS活用推奨モデル営繕工事

(全国で27件(R3年度契約))※予定を含む

【港湾・空港工事】

○ CCUS活用モデル工事

(全国で47件(R3年度契約))※2月までの実績

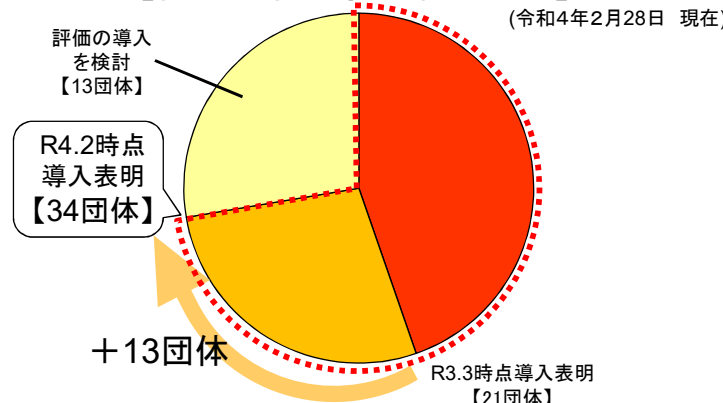
地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

○34道府県が企業評価の導入を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】

(令和4年2月28日 現在)



※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施(令和3年3月末までに全市区283団体に実施)

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

○UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施予定(R3年度は20件程度の工事に適用予定)

○水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施

○NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**25都府県で実施予定（他に5協会が検討中）**
- 都道府県発注工事は、**34都府県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明**
広がりをもさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化

(令和4年2月28日 現在)

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価	都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		●(予定)★(予定)	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	◎(予定)
岩手県		△	大阪府	●	△
宮城県	●	●◎★	兵庫県	●	◎
秋田県	●	◎(予定)	奈良県	●	△
山形県		●(予定)	和歌山県	●	○
福島県	●	●(予定)、◎	鳥取県		★(予定)
茨城県		●(予定)	島根県	●	◎
栃木県	●	●◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎○★	広島県		◎
埼玉県	●	●★	山口県	●	●(予定)
千葉県		△	徳島県		○
東京都	●	△	香川県	○	◎(予定)
神奈川県		△	愛媛県		●★
新潟県		△	高知県	○	△
富山県		△	福岡県		○
石川県		○	佐賀県	○	△
福井県	●	●○	長崎県	○	◎
山梨県	●	◎	熊本県		●★
長野県	●	◎○	大分県		△
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●◎○★
静岡県	●	●(予定)、◎○	鹿児島県	●	●、◎(予定)
愛知県	●	△	沖縄県	●	●
三重県	○	●★			

(令和4年2月28日 現在)

＜直轄Cランク工事＞

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

※赤枠は令和3年9月以降に表明されたもの

＜都道府県工事での評価＞

- モデル工事等工事評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダー等費用補助
- △ 検討中

※赤文字は令和3年4月以降に導入を表明されたもの

国土交通省調べ 等

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象）等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点（試行）

【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価（試行）
 ※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況 (令和4年2月28日 現在)

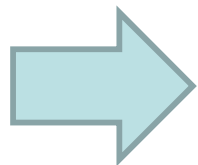
- モデル工事等工事評定での加点: 横浜市、岡山市など
- ◎総合評価における加点: 仙台市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市など
- 入札参加資格での加点: 千葉市、相模原市、郡山市など

下請負人に使用される者の労働条件に係る取組

- 技能者の処遇改善に関連した取組としては、「技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し、適正な評価と処遇につなげる仕組み」として建設キャリアアップシステムが平成31年4月より本格運用を開始しており、CCUSが導入された建設工事に従事する技能者の就業実績は、業界横断的に蓄積されるため、当該技能者は他の事業主の下で使用される際も、処遇の判断材料となる過去の就業実績を証明することができる。
- ただし、技能者が実際にCCUS上で就業実績を蓄積するには、元請企業がCCUSの現場登録やカードリーダーを設置する等、就業実績を蓄積するための環境を整備し、実績の蓄積に必要な費用(現場利用料等)を負担する必要がある。



- CCUSを導入している元請企業は、自らの負担により、技能者の労働条件の改善に相応の役割を果たしていると考えられる。
- また、各都道府県発注工事においてもCCUSの企業評価への導入する動きが広がりつつある状況。



CCUSを現場で導入している元請企業を経営事項審査で評価することが適当ではないか。

○発注者がCCUSを活用し、CCUSモデル工事など、当該工事におけるCCUSの利用状況の確認や、工期内における技能者の週休2日の達成状況を効率的に確認できるよう措置

(※元請けの同意を前提として、発注者にIDを付与し、個人情報の保護に留意しつつ、CCUSの画面の一部を確認できる仕組みを整備)
(※システム改修の想定費用(概算)は約1.5億円。令和4年9月頃からの供用開始を目指す。)

(1) 施工体制台帳等の帳票の確認

デジタル化を推進するべく、下記帳票の確認を可能とする

- ◎ 施工体制台帳の帳票
- ◎ 作業員名簿の帳票
- ◎ 施工体系図の帳票
- ◎ 下請負業者編成表・再下請負通知書の帳票
- ◎ 社会保険加入状況の帳票

※元請けが既に出力可能な帳票について、公共発注者も確認できるよう、措置する。

書類の事務の合理化

(2) 発注工事におけるCCUSの利用状況の確認

CCUSモデル工事など、発注工事における、CCUSの利用状況の確認を可能とする

- ◎ 技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況
- ◎ 事業者のCCUSの登録状況
- ◎ 技能者のCCUS登録状況

(「CCUSの利用状況の確認画面について」参照)

※レベル別・職種別の「各技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況」も確認可能とする。(全工期まとめた集計とすることを検討。竣工時のレベル、職種により集計を行う。職種は55職種により集計を行う。)

CCUSモデル工事の履行状況の確認事務の合理化

(3) 技能者の当該工事における週休2日の達成状況の確認

当該発注工事の工期内における技能者の週休2日の達成状況を確認できる必要

- ◎ 技能者の週休2日の達成状況

(「週休2日の達成状況の確認画面について」参照)

※さらに、発注者としての立場から合理的な利用目的がある場合に限り、元請けの同意を条件として、当該工期内における技能者の他工事も含む全ての現場における就業実績(週休2日の達成状況)についても一覧的に確認することができるよう措置する。(事業者と技能者の同意も別途必要とする。)

週休2日工事における、達成状況の確認に資する (②とセット)

CCUSの能力評価等を反映した手当の支給例

CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を、優良事例として水平展開

- ◎ **CCUSのレベル別に日額手当を支給**する優良技能者制度(協力会会員を対象)を実施 (西松建設)
(レベル2:500円、レベル3:1,000円、レベル4:2,000円(特に模範となる方:3,000円))
- ◎ **優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化、協力会の規則でCCUS加入を義務化。CCUSカードの色に応じた優良職長の手当てについて、令和4年4月1日から運用開始** (奥村組)
(レベル2以下:1,000円(現場マイスター) or 2,000円(エリアマイスター)、レベル3以上:3,000円(スーパーマイスター))
- ◎ **上級職長である社内マイスターの認定の必須条件としてCCUSの登録を位置づけ。(年度末までに未登録のマイスターはマイスター認定を取り消す)。さらに、今年度中に、現行のマイスター手当をCCUSレベルのカードに沿った形での変更を行う予定** (村本建設)
- ◎ **優秀登録職長手当制度の認定要件[鹿島マイスター(スーパーマイスター4,000円/日、マイスター2,000円/日)]及び優良技能者報奨金制度(新E賞:10万円/年)の認定要件にCCUS技能者登録を追加。鹿島マイスターについては、レベル4相当(経験年数10年以上、職長経験3年以上)の技能者であることを要件追加。建退共において、民間工事にて半額負担としていた共済掛金を、CCUS登録技能者を対象に全額負担とした。** (鹿島建設)
- ◎ **2020年度より、優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加。独自の労務費補正制度※の出勤簿確認にCCUSの就業履歴を利用可能とした。** (五洋建設)
※ 現場閉所目標以上の休日取得目標を宣言した協力会社が個人ベースで目標達成した場合、協力会社に労務費を5~10%割増補正して支払い
- ◎ **優良技能者手当(3,000円~1,000円/日)の支給要件にCCUSレベル3以上を追加。** (戸田建設)
- ◎ **優良技能者手当の支給対象者をCCUSレベル4(ゴールド)の保有者から選定し、日額3,000円を支給。** (清水建設)
- ◎ **従来の優良職長手当におけるCCUS登録の義務化** (大林組)
- ◎ **導入を検討している優良職長制度においてCCUSを認定基準の一つとしている** (東洋建設)
- ◎ **優良職長の条件としてCCUS登録を位置づけ** (大林道路)
- ◎ **従来の優良職長制度の認定基準の項目に、「CCUS技能者登録」の追加を検討中** (大成建設)
- ◎ **優良技能者(マスター、マイスター)制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加することを検討中** (前田建設)